

令和7年6月吉日

各県連、セーラーの皆様

セーリングスピリッツ協会

会 長 中川 千鶴子

全日本セーリングスピリッツ級選手権におけるチャーター艇の案内（お知らせ）

この度、標記全日本選手権の開催にあたり、下記の通りチャーター艇を準備致しておりますので、各県連そしてセーラーの皆様にお知らせします。

記

【全日本セーリングスピリッツ級選手権大会の開催】

会 期：2025年9月12日（金）～15日（月）

会 場：青森県むつ市大平マリーナ

共同主催：セーリングスピリッツ協会、青森県セーリング連盟

【チャーター艇の申込について】

○準備艇数 4艇

○申込要領

申 込 方 法 ： 下記の申込フォームにて申し込みください。

*URL：[第25回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会におけるチャーター艇の申込](#)



申 込 期 日 ： 7月1日 ～ 7月21日

*希望者多数の場合、SS協会で抽選を行います。

*抽選日予定 7月22日

*抽選結果は申込連絡先に連絡します。

チャーター料 ： 40,000円

*チャーターが決まり次第、7月31日までに振込をお願いします。

チャーター内容：艇体、マスト、ブーム、フォイル、船台、オーニング

*含まれないもの：セール、シート（メイン、ジブ、ジェネカー）

なお、チャーター艇に関する詳細内容は、添付資料を参照ください。

以上

（添付資料） 第25回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会 SS級艇チャーター仕様書

第 25 回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会

SS 級艇チャーター仕様書

1. 契約概要

契約目的： 第 25 回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会に参加する選手への
SS 級艇チャーターに関する内容を定める。

期 間： 2025 年 9 月 12 日（木）～9 月 15 日（月）

受渡日時： 2025 年 9 月 12 日(木) 10:30

受渡場所： むつ市大平マリーナ（詳細はチャーター艇決定後に連絡）

チャーター料金： 40,000 円

チャーター料振込： 8 月 15 日までに下記口座に振り込むこと。

セーリングスピリッツ協会 代表 中川千鶴子

三菱UFJ 銀行 名古屋市役所出張所 普通 1 2 0 0 5 0 6

チャーター艇のキャンセル： チャーター料は返金しない。

2. チャーターする艇体と主要装備品

艇 体：セーリングスピリッツ級艇体

主要装備品： マスト、マストに付属するステー・各種ハリヤード、センター、ラダー、

船台、オーニング

3. チャーターに含まれない装備品

セ ー ル：メインセール、ジブセール、ジェネカー

各種シート：メインシート、ジブシート、ジェネカーシート

安 全 装 備： ライフジャケット、ハーネス

ナビゲーション機器： コンパス

4. 利用条件

資格要件：利用者は JSAF 会員であること

年 登 録：使用するセールは参加選手が年登録を行うこと

チャーター艇の年登録は艇所有者が実施すること。

5. チャーター艇破損時の合意に向けた備え

破損時の責任の範囲は、チャーター期間中に利用者が引き起こした破損は利用者が負担し、艇の所有者側の整備不足や船体の欠陥による破損は所有者が負担することを基本とするが、双方の責任範囲や手続きを明確化することによって、発生するかもしれないトラブルを最小限に抑えるために、別紙1「チャーター艇破損時の合意に向けた備え」を一読いただきたい。

6. 艇チャーターに用いるチェックシート

艇所有者と艇利用者は、別紙2「SSチャーター艇チェックシート」を用いて、チャーター時と返却時に艇の状況の相互に確認の記録とする。

7. 連絡先

セーリングスピリッツ協会

チャーター艇担当者 庄司 一夫（SS協会副会長）

連絡先：携帯 090-3757-7423、メールアドレス ks7seas@gmail.com

(別紙1)

チャーター艇破損時の合意に向けた備え

* 本文書の目的

チャーター艇破損に関する取り決めに仕様書に盛り込み、双方の責任範囲や手続きを明確化することによって、発生するかもしれないトラブルを最小限に抑えることを目的として、その事前合意を形成するために本文書を作成する。

1. 保険に関する取り決め

保険加入の義務： 利用者は艇体保険や損害賠償保険などを加入していることが望ましい。

保険の適用範囲： 保険がどのような状況で適用されるかを明記。

例: 船体損傷、第三者への被害、自然災害など。

2. 破損時の責任範囲

利用者の責任： チャーター期間中に利用者が引き起こした破損は、利用者が負担する。

所有者の責任： 所有者側の整備不足や船体の欠陥による破損は所有者が負担する。

3. チャーター時の艇状況確認：別紙2「SSチャーター艇チェックシート」

艇の所有者ならびに利用者は、チャーター艇引渡時に、艇の破損状況（大きさ、位置等）を確認し、記録を残す。

4. 破損報告の義務

報告手続： 破損が発生した場合、速やかに SS 協会並びに所有者に連絡し、状況を詳細に報告する義務がある。

記録作成： チャーター艇引渡時に確認した記録と照らし合わせながら、写真や動画を用いて新たな破損箇所を記録する。

記録の合意： 新たな破損個所の特定と責任範囲について、SS 協会、艇の所有者と利用者が記録内容を確認し、合意する旨の文書を作成する。

5. 修理に関する取り決め

修理業者の選定： 修理は所有者が指定する修理業者を使用すること。

費用負担： 利用者が引き起こした破損は、その修理費用の全額を負担することを基本とする。
費用負担の割合や支払い方法は、艇所有者と利用した選手が確認した破損状況に基づき、協議してその内容を決める。

以上